

生	00	01	1 年
(令和 9 年 3 月末まで保存)			
(令和 7 年 5 月末まで有効)			

生 企 第 4 3 号
(人 安 ・ 交 企)
令 和 7 年 4 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

令和 7 年度「春のこどもまんなか月間」における各種取組の推進について

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」において、「こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある」とされ、また、同日閣議決定された「こども大綱」においても、こども・子育てにやさしい社会づくりのためには、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成する必要があるとされている。

その取組の一つとして、こども家庭庁において、本年 5 月を「春のこどもまんなか月間」とすることとされた。

各警察署においては、その趣旨を踏まえ、警察の関係課の連携はもとより、各市町村、教育委員会等の関係機関・団体とも連携し、こどもを各種事件・交通事故から守るための取組を、各警察署の実情に応じて引き続き推進されたい。

なお、月間に係る効果的な取組事例等については、業務主管課及び下記担当に申報等により報告されたい。

担当 生 活 安 全 企 画 課
生 活 安 全 部 企 画 係